

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都世田谷区千歳台三丁目16番15号

氏名 株式会社 エコ・メイド
代表取締役 須永 八十八

第14条第6項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。

第14条の2第1項

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成19年11月11日

許可の有効年月日 平成24年11月10日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

- ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上7種類)
- イ 溶融 : 廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る) (以上1種類)
- ウ { 圧縮 : 金属くず (空缶に限る) (以上1種類)
- 圧縮梱包 : 廃プラスチック類 (以上1種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都大田区京浜島二丁目18番3号
- (2) 東京都大田区京浜島二丁目7番8号
- (3) 東京都大田区京浜島二丁目18番10号

3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

- 平成 14年 11月 11日 新規許可
- 平成 19年 11月 11日 更新許可 第1回
- 平成 20年 9月 17日 変更届 処理施設（溶融機）の移設及び処理施設（破砕機）の追加（大田区京浜島二丁目18番10号）
- 平成 20年 11月 4日 変更許可 圧縮梱包機の追加（廃プラスチック類の限定解除）

5 許可の申請された日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)



2 事業の用に供する施設

(1) 設置場所：大田区京浜島二丁目1-8番3号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	159(t/日)	199(t/日)	平成14年11月11日	産施248号	平成14年10月3日
	金属くず	254(t/日)				
	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	272(t/日)				
	木くず	109(t/日)				
	がれき類	309(t/日)				
	紙くず	109(t/日)				
	繊維くず	72.7(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	220(t/日)		平成20年9月15日		

(2) 設置場所：大田区京浜島二丁目7番8号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類(廃 ペットボトルに限る)	9.68(t/日)		平成18年8月28日		
圧縮	金属くず(空缶に限る)	25.4(t/日)		平成18年8月28日		
圧縮	金属くず(空缶に限る)	5.76(t/日)		平成18年8月28日		

(3) 設置場所：大田区京浜島二丁目1-8番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類(輸 液パック、磁気カー ド及び磁気メディア に限る)	2.30(t/日)		平成20年9月16日		
溶解	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る)	2.00(t/日)		平成20年9月16日		

(以下 余白)